



気象(警報)発表時の対応について

気象に関する警報の発表等におけるキャリア支援センターの行事等の開催・中止基準は以下の表のとおりです。

	幸町キャンパス		創造工学部キャンパス		農学部キャンパス	
対象警報	特別警報	気象警報 (大雨・洪水・暴風・大雪)	特別警報	気象警報 (大雨・洪水・暴風・大雪)	特別警報	気象警報 (大雨・洪水・暴風・大雪)
対象地域	高松市		高松市		高松市または三木町	
対応方法	原則として 全ての行事等を 中止	原則として ●午前6時30分発表中 その日の行事等は中止 ●午前6時30分以降に発表 発表された時刻以降に開始する行事等は中止 ●午前10時30分解除 午後1時以降の行事等は実施	原則として 全ての行事等を 中止	原則として ●午前6時30分発表中 その日の行事等は中止 ●午前6時30分以降に発表 発表された時刻以降に開始する行事等は中止 ●午前10時30分解除 午後1時以降の行事等は実施	原則として 全ての行事等を 中止	原則として ●午前6時30分発表中 その日の行事等は中止 ●午前6時30分以降に発表 発表された時刻以降に開始する行事等は中止 ●午前10時30分解除 午後1時以降の行事等は実施

キャリア支援センター



気象に関する警報の発表等におけるキャリア支援センターの行事 及び催し物開催・中止の基準について

キャリア支援センターの行事及び主催する催し物（以下「行事等」という。）に関して、特別警報及び気象警報の発表等における開催・中止の措置は、次の基準による。

なお、中止の措置については、ホームページへの掲載等により周知する。

1 特別警報の発表による場合

各キャンパスの所在する地域に特別警報の発表があった場合は、当該キャンパスにおける全ての行事等を直ちに中止する。

2 気象警報の発表による場合

(1) 中止の対象となる警報の種類及び地域

大雨、洪水、暴風又は大雪の警報（以下「大雨警報等」という。）が、下表に指定する地域において発表があった場合は、当該キャンパスにおける全ての行事等を中止する。

対象キャンパス	中止となる警報の発表地域
幸町キャンパス	高松市に大雨警報等が発表された場合
創造工学部キャンパス	高松市に大雨警報等が発表された場合
農学部キャンパス	高松市または三木町のいずれかに大雨警報等が発表された場合

(2) 基準となる時刻:

午前6時30分に大雨警報等が発表されている場合、その日の行事等は中止する。午前6時30分以降に発表された場合は、発表された時刻以降に開始する行事等は中止する。ただし、午前10時30分の時点で大雨警報等が解除された場合は、午後1時以降に開始される行事等は実施する。

3. その他非常時の場合

行事等の開催・中止については、キャリア支援センター長が判断し措置する。

附 則

この申合せは、平成30年7月19日から施行し、平成30年7月10日から適用する。